株主各位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

JUKI 株式会社

取締役社長 清 原 晃

第96回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の当社第96回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに 決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第96期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第96期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類報告の件本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

変 更 前 第2章 株式 第6条~第12条 (条文省略) (基準日) 第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記載または記録された 議決権を有する株主をもって、そ の事業年度に関する定時株主総会 において権利を行使することがで きる株主とする。 ② (条文省略) 第3章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は毎年6月 に招集し、臨時株主総会は必要に 応じて随時これを招集する。 第15条~第19条 (条文省略) 第4章~第5章 第36条 (条文省略) (新 設)

第2章 株 式 第6条~第12条 (現行どおり) (基準日) 第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の 株主名簿に記載または記録された 議決権を有する株主をもって、そ の事業年度に関する定時株主総会 において権利を行使することがで きる株主とする。 ② (現行どおり)

更 後

変

- 第3章 株主総会
- (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は毎年3月 に招集し、臨時株主総会は必要に 応じて随時これを招集する。 第15条~第19条 (現行どおり)
- 第4章~第5章 第36条 (現行どおり)
 (補欠の監査役)
 第37条 法令に定める監査役の員数を欠く
 ことになる場合に備え、株主総会
 において補欠監査役を選任することができる。
 ② 前項の選任については、第34条を
 - 準用する。③ 補欠監査役の選任に係る株主総会の決議の効力は、当該選任のあった株主総会後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。
 - ④ 第1項により選任された補欠監査 役が監査役に就任した場合の任期 は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。

変更前	変 更 後
第 <u>37</u> 条~第 <u>43</u> 条(条文省略)	第 <u>38</u> 条~第 <u>44</u> 条(現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1	第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1
日から <u>翌年3</u> 月31日までとする。	日から <u>12</u> 月31日までとする。
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の	第 <u>46</u> 条 剰余金の配当は、毎年 <u>12</u> 月31日の
最終の株主名簿に記載または記録	最終の株主名簿に記載または記録
された株主または登録株式質権者	された株主または登録株式質権者
に対し行う。	に対し行う。
(中間配当)	(中間配当)
第46条 当会社は、取締役会の決議によっ	第47条 当会社は、取締役会の決議によっ
て、毎年9月30日の最終の株主名	て、毎年6月30日の最終の株主名
― 簿に記載または記録された株主ま	ー 簿に記載または記録された株主ま
たは登録株式質権者に対し、中間	たは登録株式質権者に対し、中間
配当を行うことができる。	配当を行うことができる。
(剰余金の配当等の除斥期間)	(剰余金の配当等の除斥期間)
第47条 (条文省略)	第48条 (現行どおり)
<u> </u>	
(新 設)	附則
	第1条 定款第45条 (事業年度) の規定に
	かかわらず、第97期事業年度は、
	平成23年4月1日から平成23年12
	月31日までの9ヶ月とする。
	第2条 定款第47条 (中間配当) の規定に
	かかわらず、第97期事業年度の中
	間配当の基準日は、平成23年9月
	30日とする。
	第3条 前2条および本条は、平成23年12
	月31日まで有効とし、平成24年1
	月1日をもってこれらを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、中村和之、清原 晃、三宅智 久、山口伸治、永嶋弘和、尾崎俊彦の6氏が再選、新たに山岡修二 氏が選任されてそれぞれ就任いたしました。 なお、尾崎俊彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに大竹義博、田中昌利の 両氏が選任されそれぞれ就任いたしました。 なお、田中昌利氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であ ります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに渡辺雅曠、若菜允子の両氏が選任されました。

なお、両氏は、会社法第329条第2項に定める社外監査役の補欠且つ 社外監査役以外の監査役の補欠であります。

また、両氏の就任順位につきましては、渡辺雅曠氏を第1順位とし、 若菜允子氏を第2順位といたします。

以上

役員人事について

本総会終結後に開催されました取締役会および監査役会において、役員人事が次のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

常勤監査役 大竹義博(新任) 代表取締役会長 中村和之 役 井上皓介(社外) 代表取締役社長 清 原 監 杳 晃 取締役副社長 三宅智久 監 查 役 田中昌利(新任·社外) 常務取締役 山口伸治 常務取締役 永嶋弘和 常務取締役 山岡修二(新任) 取 締 役 尾崎俊彦(社外)

第96期期末配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づき、第96期期末配当金は1株につき3円と決定いたしましたので、同封の「配当金領収証」により、平成23年6月29日(火)から平成23年7月29日(金)までの間に最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)でお受け取り願います。

また、口座振込みをご指定の株主様には、同封の「配当金計算書」および「お振込み先について」をご送付申し上げましたのでご確認願います。

以上